

建築士法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 都道府県建築士審査会の試験委員の定数について、五人以上十五人以内とする規定を五人以上とするものとする。

(第十一条関係)

第二 この政令は、平成二十六年四月一日から施行するものとする。

(附則関係)